お知らせ

11月は児童虐待防止推進月間
「もしかして？」　ためらわないで！189(いちはやく)

令和４年度「児童虐待防止推進月間」標語

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

市内の相談件数は14％増加

令和3年度の市内の虐待に関する相談件数は97件。令和2年度から12件増加しました。多くは身体的虐待で、全体の65パーセントを占めます。

虐待は特別な人だけが行うものではありません。「カッとなってやった」といった言葉を耳にするように、誰でも行ってしまうリスクがあります。周囲の親族や地域の方で、子育て中の保護者に接する機会のある方は、保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。

ほんの少しのことでも電話で相談できます

相談、通告のダイヤルは24時間365日利用可能で通話は無料です。匿名で行うことができ、内容に関する秘密は守られます。

虐待をしてしまったと悩んでいる時
児童相談所相談専用ダイヤル
0120-189-783
(いちはやく　おなやみを)

虐待と思われる子どもを見つけた時
児童相談所　虐待対応ダイヤル
189（いちはやく）

児童虐待とは

身体的虐待
殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなど

ネグレクト
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気でも病院に連れて行かないなど

性的虐待
子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)　など

問・相　子育て支援課（内線184）
または東濃子ども相談センター（☎㉓1111）

12月まで延長　マイナンバーカード普及促進強化期間



マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が、12月末まで延長されました。

市ではカードの普及促進のため、企業や団体への出張申請など、簡単、便利な申請方法をご用意しています。カードの作成が済んでいない方は、この機会に作ってみませんか。

市役所窓口でマイナンバーカードの申請ができます。
(予約制)
予約受付時間　平日　午前９時～午後５時
顔写真の無料撮影サービスを実施しています。

いろいろな申請方法のメニューは、市ホームページをご覧ください。

申・問　市民課住民係（内線113）